



平成27年5月27日

各 位

会 社 名 東京急行電鉄株式会社  
代表者名 取締役社長 野本 弘文  
(コード番号 9005 東証第1部)  
問合せ先 財務戦略室 主計部  
主計課長 小田 克  
(TEL 03-3477-6168)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月27日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第146期定時株主総会に「定款の一部変更」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 子会社を含めた事業展開に対応するため、事業目的の一部を変更いたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことから、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第28条(社外取締役との責任限定契約)及び第34条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更いたします。なお、第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(予定)

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～24. (条文省略) (新設)</p> <p>25. (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 本会社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第34条 本会社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～24. (現行どおり)</p> <p><u>25. 電力小売事業</u></p> <p><u>26.</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 本会社は、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第34条 本会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

※なお、現行定款中、変更のない条文は、記載を省略しております。